



福岡医発第 1153 号 (地)
令和 6 年 7 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

自立支援医療（育成医療・更生医療）指定医療機関及び身体障害者
手帳に係る指定医師の指定に係る各種申請等について

今般、標記の件について、別添のとおり福岡県福祉労働部より周知依頼がありました。

本件は、標記について、現在、各種申請等の受付及び通知書の交付を申請医療機関の所在市又は、所在町村を所管する保健福祉（環境）事務所にて行われておりますが、行政事務の効率化を図るため、令和 6 年 9 月 1 日から、各種申請等の受付及び通知書の交付は、指定事務を行っている「福岡県障がい者更生相談所」に変更することについて連絡するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

【留意事項】

- ・北九州市、福岡市、久留米市に所在のある医療機関は、これまでと同様、各市が指定を行うので、変更はないこと。
- ・自立支援医療（精神通院医療）の指定医療機関の申請については、これまでと同様、【福岡県（福岡県障がい福祉課企画管理・給付係）】宛に提出すること。

小郡三井医師会より

障害福祉担当理事 柳 大三郎
会長 島田昇二郎

公印省略

6 障 第 7 2 7 号
令和 6 年 6 月 2 1 日

公益社団法人福岡県医師会 会長 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課長
(自 立 支 援 係)

自立支援医療（育成医療・更生医療）指定医療機関及び身体障害者
手帳に係る指定医師の指定に係る各種申請等について

本県の福祉行政施策に関しまして、日頃より御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

標記の件につきましては、現在、各種申請等の受付及び通知書の交付を申請医療機関の所在市又は、所在町村を所管する保健福祉（環境）事務所にて行っております。

今般、事務の効率化を図るため、令和 6 年 9 月 1 日から、各種申請等の受付及び通知書の交付は、指定事務を行っている「福岡県障がい者更生相談所」において対応を行いますので御連絡いたします。

つきましては、医療機関への周知につきまして、御協力を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、指定申請等の流れについては、別紙を御確認ください。

【留意事項】

- ・北九州市、福岡市、久留米市に所在のある医療機関につきましては、これまでと同様、各市が指定を行いますので、変更はありません。
- ・自立支援医療（精神通院医療）の指定医療機関の申請につきましては、これまでと同様、【福岡県（福岡県障がい福祉課企画管理・給付係）】宛に御提出ください。

＜問合せ先＞

福岡県福祉労働部障がい福祉課

企画管理・給付係 担当：松本（晶）

自立支援係 担当：田中

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

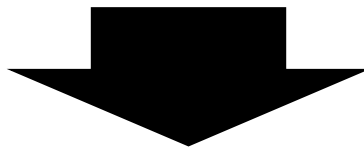
TEL：092-643-3263 FAX：092-643-3304

(別紙)

○指定申請等の窓口等の変更について

【現行】

①自立支援医療（育成医療・更生医療）指定医療機関の指定 （新規・主たる医師の変更）					
申 請:	医療機関	→	市 保健福祉環境事務所(町村)	→	障がい者更生相談所
決 定:	障がい者更生相談所	→	市 保健福祉環境事務所(町村)	→	医療機関
②自立支援医療（育成医療・更生医療）指定医療機関の指定更新					
更新依頼:	障がい者更生相談所	→	医療機関		
申 請:	医療機関	→	市 保健福祉環境事務所(町村)	→	障がい者更生相談所
決 定:	障がい者更生相談所	→	市 保健福祉環境事務所(町村)	→	医療機関
③身体障害者手帳の指定（診断書作成）医師の指定、担当分野追加申請、変更・辞退届					
申 請:	医療機関	→	市 保健福祉環境事務所(町村)	→	障がい者更生相談所
決 定:	障がい者更生相談所	→	市 保健福祉環境事務所(町村)	→	医療機関



【令和6年9月1日以降】

○（上記①、③の申請等）			
申 請:	医療機関	→	障がい者更生相談所
決 定:	障がい者更生相談所	→	医療機関
○（上記②）			
更新依頼:	障がい者更生相談所	→	医療機関
申 請:	医療機関	→	障がい者更生相談所
決 定:	障がい者更生相談所	→	医療機関
【問合せ先】福岡県障がい者更生相談所 〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1-7 TEL : 092-586-1055 FAX : 092-586-1065			

- ・北九州市、福岡市、久留米市に所在のある医療機関につきましては、これまでと同様、各市が指定を行いますので、変更はありません。

九州各県の自立支援医療（育成・更生）指定医療機関及び身体障害者手帳の指定医師の指定等の申請先について

	育成医療	更生医療	身体障害者手帳の 指定医師
佐賀県	県へ提出	県へ提出	県へ提出
長崎県	県へ提出	県へ提出	県へ提出
大分県	県へ提出	県へ提出	市町村へ提出
熊本県	県へ提出	県へ提出	県へ提出
宮崎県	県へ提出	県へ提出	県へ提出
鹿児島県	県へ提出	県へ提出	県へ提出

※上記は、申請の提出先であり、指定については、各県が実施しています。

※なお、政令市、中核市では、各市で申請受付、指定等を実施しています。

（参考）

	育成医療	更生医療	身体障害者手帳の 指定医師
福岡県	市または 県（保健福祉（環境）事務所 （町村分））	市または 県（保健福祉（環境）事務所 （町村分））	市または 県（保健福祉（環境）事務所 （町村分））



今後

福岡県	県（障がい者更生相談所）	県（障がい者更生相談所）	県（障がい者更生相談所）
-----	--------------	--------------	--------------

※政令市（福岡市、北九州市）、中核市（久留米市）では、各市で申請受付、指定等を実施しています。